



## 道における P F I 導入のための手引き 新旧対照表

(表紙)

改訂前 (平成 31 年 4 月)	改訂案 (令和 5 年 12 月)	備考
 <p>道における P F I 導入のための手引</p> <p>平成13年 3 月 (平成31年 4 月改定)</p>	 <p>道における P F I 導入のための手引</p> <p>平成13年 3 月 <u>(令和 5 年 月改訂)</u></p>	改訂年月反映

道におけるP F I導入のための手引き 新旧対照表

(はじめに)

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p><b>はじめに</b></p> <p>P F Iとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p>平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I法」という。）が制定され、国や地方公共団体等においてP F I事業が進められています。平成30年には、国による支援機能の強化を講じるなどP F I法が改正され、また、平成25年から10年間で21兆円のP P P / P F Iの事業規模を目標とする「P P P / P F I推進アクションプラン（平成30年改定版）」が定められるなど、P P P / P F I事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されており、P F I法施行後、平成29年度末までに累計で666件、事業規模にして約5兆8,000億円規模のP F I事業が導入されてきました。</p> <p>道では、P F I法の施行を受け、平成13年3月に全庁的な体制の下で道事業へのP F I導入に取り組むため、「適切なP F Iの活用に向けて一道におけるP F I導入のための指針」を策定し、平成26年3月には公共施設等運営権等を踏まえた改定を行っています。また、平成29年3月に「北海道P P P / P F I手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）を策定し、公共施設等の整備等の方針を検討する場合にP P P / P F I手法導入を優先的に検討するための手続を定めたほか、平成31年3月には「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改定し、公共施設等の維持管理・更新へのP P P / P F Iの積極的な活用を明確に示したところです。</p> <p>この度、現指針策定後のこうした取組を踏まえ、P P P / P F I推進における施策体系について見直しを行い、現指針をP F I手法導入のための手引書として位置付けるとともに、P F I法の改正や優先的検討規程などを踏まえ、内容を一部修正した上で、「道におけるP F I導入のための手引」として改定を行います。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>P F Iとは、民間の資金や経営能力及び技術力を活用し、公共施設の整備等を行う事業手法の一つであり、その基本的な考え方は、民間活力の導入により、公共部門の財政負担の軽減とともに、低廉で良質な公共サービスの提供を確保していこうとするものです。</p> <p>平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I法」という。）が制定され、国や地方公共団体等においてP F I事業が進められています。<u>また、国は平成25年に決定した「P P P / P F I推進アクションプラン」の事業規模目標を前倒しで達成し、令和4年に設定した10年間の事業規模30兆円に加え、令和5年には、事業件数10年ターゲットを重点分野合計で575件とする</u>など、P P P / P F I事業の更なる推進に向けた積極的な取組が展開されており、P F I法施行後、<u>令和2年度末までに累計で875件、事業規模にして約7兆円規模のP F I事業が導入されてきました。</u></p> <p>道では、P F I法の施行を受け、平成13年3月に全庁的な体制の下で道事業へのP F I導入に取り組むため、「適切なP F Iの活用に向けて一道におけるP F I導入のための指針」を策定しました。</p> <p><u>平成31年4月には、その後のP F I法の改正や平成29年3月に策定した「北海道P P P / P F I手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）などの内容を盛り込んだ改定版として、「道におけるP F I導入のための手引」を策定しています。</u></p> <p><u>本改訂は、令和4年12月のP F I法の改正およびP F I事業実施プロセスに関するガイドラインなど各種ガイドライン・手引きの策定、改正による内容を反映させるものです。</u></p>	<p>時点修正</p>

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(目次1)

改訂前 (平成 31 年 4 月)	改訂後 (令和 5 年 12 月)	備考
<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p><b>第 1 章 PFI 導入の基本的考え方</b></p> <p><b>I PFI の基本概念</b></p> <p>1 PFI とは 1</p> <p>2 PFI の特徴 2</p> <p>(1) 民間の資金とノウハウの活用</p> <p>(2) VFM の達成</p> <p>(3) リスク分担</p> <p>(4) PFI 方式と従来方式との比較</p> <p>3 PFI 事業の仕組み (一般的な構成) 4</p> <p>4 PFI の効果 5</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>5 PFI 事業の一般的な流れ 5</p> <p>6 PFI の事業類型及び事業方式 6</p> <p>(1) 事業類型 (事業費の回収方法による分類)</p> <p>(2) 事業方式 (施設の所有形態による分類)</p> <p>(3) 公共施設等運営権 (コンセッション方式)</p> <p>7 PFI 事業の性格 8</p> <p>(1) 5 つの原則</p> <p>(2) 3 つの主義</p> <p><b>II 庁内の推進体制</b></p> <p>1 PFI の推進体制 9</p> <p>2 各部門の機能及び役割 10</p> <p>(1) PPP/PFI 推進会議</p> <p>(2) PFI 支援チーム</p> <p>(3) 事業実施部局</p> <p>(4) PPP/PFI 総括担当部局</p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p><b>第 1 章 PFI 導入の基本的考え方</b></p> <p><b>I PFI の基本概念</b></p> <p>1 PFI とは 1</p> <p>2 PFI の特徴 2</p> <p>(1) 民間の資金とノウハウの活用</p> <p>(2) VFM の達成</p> <p>(3) リスク分担</p> <p>(4) PFI 方式と従来方式との比較</p> <p>3 PFI 事業の仕組み (一般的な構成) 4</p> <p>4 PFI の効果 5</p> <p>(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供</p> <p>(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革</p> <p>(3) 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化</p> <p>5 PFI 事業の一般的な流れ 5</p> <p>6 PFI の事業類型及び事業方式 6</p> <p>(1) 事業類型 (事業費の回収方法による分類)</p> <p>(2) 事業方式 (施設の所有形態による分類)</p> <p>(3) 公共施設等運営権 (コンセッション方式)</p> <p>7 PFI 事業の性格 8</p> <p>(1) 5 つの原則</p> <p>(2) 3 つの主義</p> <p><b>II 庁内の推進体制</b></p> <p>1 PFI の推進体制 9</p> <p>2 各部門の機能及び役割 10</p> <p>(1) PPP/PFI 推進会議</p> <p>(2) PFI 支援チーム</p> <p>(3) 事業実施部局</p> <p>(4) PPP/PFI 総括担当部局</p>	

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(目次2)

改訂前 (平成 31 年 4 月)	改訂後 (令和 5 年 12 月)	備考
<p><b>第2章 PFI導入の手引</b></p> <p><b>I 道におけるPFI導入の手順</b> 11</p> <p>1 事業実施の検討【ステップ1】 12</p> <p>1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い 13</p> <p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 14</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>(4) 実施方針の公表</p> <p>3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】 17</p> <p>4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 18</p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法</p> <p>(2) 選定方法の決定・公告</p> <p>(3) 資格審査</p> <p>(4) 入札</p> <p>(5) 事業者選考委員会の開催</p> <p>(6) 落札者の決定</p> <p>(7) 選定事業者の公表</p> <p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】 21</p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決</p> <p>(2) 契約の締結</p> <p>6 事業の実施、監視等(モニタリング)【ステップ6】 22</p> <p>7 事業の終了【ステップ7】 22</p> <p><b>II 公共施設等運営権(コンセッション方式)</b> 24</p> <p><b>III その他の留意事項</b></p> <p>1 PFI事業と指定管理者制度との関係 27</p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>(2) PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続</p> <p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係</p> <p>2 地方財政措置 29</p> <p>3 PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率 29</p> <p>4 WTO政府調達協定 29</p> <p>(1) WTO政府調達協定とPFI事業契約</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額</p> <p>関連資料等 30</p>	<p><b>第2章 PFI導入の手引</b></p> <p><b>I 道におけるPFI導入の手順</b> 11</p> <p>1 事業実施の検討【ステップ1】 12</p> <p>1-2 PFI法に基づく民間事業者からの提案の取扱い 13</p> <p>2 実施方針の策定及び公表【ステップ2】 14</p> <p>(1) 実施方針の策定見通しの公表</p> <p>(2) 実施方針の内容検討</p> <p>(3) 実施方針の策定</p> <p>(4) 実施方針の公表</p> <p>3 特定事業の評価・選定、公表【ステップ3】 17</p> <p>4 PFI事業者の募集、評価・選定、公表【ステップ4】 18</p> <p>(1) PFI事業者の募集、評価・選定の方法</p> <p>(2) 選定方法の決定・公告</p> <p>(3) 資格審査</p> <p>(4) 入札</p> <p>(5) 事業者選考委員会の開催</p> <p>(6) 落札者の決定</p> <p>(7) 選定事業者の公表</p> <p>5 事業契約等の締結等【ステップ5】 <u>22</u></p> <p>(1) 仮契約の締結、議会の議決</p> <p>(2) 契約の締結</p> <p>6 事業の実施、監視等(モニタリング)【ステップ6】 <u>24</u></p> <p>7 事業の終了【ステップ7】 <u>24</u></p> <p><b>II 公共施設等運営権(コンセッション方式)</b> <u>26</u></p> <p><b>III その他の留意事項</b></p> <p>1 PFI事業と指定管理者制度との関係 <u>29</u></p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>(2) PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続</p> <p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係</p> <p>2 地方財政措置 <u>31</u></p> <p>3 PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率 <u>31</u></p> <p>4 WTO政府調達協定 <u>31</u></p> <p>(1) WTO政府調達協定とPFI事業契約</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額</p> <p>関連資料等 <u>32</u></p>	<p>ページ番号の変更</p>

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p><b>第1章 PFI導入の基本的考え方</b></p> <p><b>I PFIの基本概念</b></p> <p><b>1 PFIとは</b></p> <p>公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図り、「公民連携」、「官民連携」とも呼ばれる手法として、PPP（Public Private Partnership）があります。</p> <p>PFI（Private Finance Initiative）は、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等*の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一つです。</p> <p>我が国では、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、また、平成12年3月にはPFI事業実施に関する「基本方針」が策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。その後、PFI法は、平成23年に公共施設等運営権制度の導入等を目的とした改正をはじめ、数回にわたる改正を経て、現在に至っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 「公共施設等」～PFI法第2条で次のとおり定義しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設</li> <li>2 庁舎、宿舍等の公用施設</li> <li>3 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設</li> <li>4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設</li> <li>5 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</li> <li>6 これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;"><b>《 PPP/PFIの概念図 》</b></p> <p style="text-align: center;">- 1 -</p>	<p><b>第1章 PFI導入の基本的考え方</b></p> <p><b>I PFIの基本概念</b></p> <p><b>1 PFIとは</b></p> <p>公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図り、「公民連携」、「官民連携」とも呼ばれる手法として、PPP（Public Private Partnership）があります。</p> <p>PFI（Private Finance Initiative）は、民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等*の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一つです。</p> <p>我が国では、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、また、平成12年3月にはPFI事業実施に関する「基本方針」が策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。その後、PFI法は、平成23年に公共施設等運営権制度の導入等を目的とした改正をはじめ、数回にわたる改正を経て、現在に至っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 「公共施設等」～PFI法第2条で次のとおり定義しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道<b>その他</b>の公共施設</li> <li>2 庁舎、宿舍<b>その他</b>の公用施設</li> <li>3 教育文化施設、<b>スポーツ施設、集会施設</b>、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街<b>その他</b>の公益的施設<b>及び賃貸住宅</b></li> <li>4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設</li> <li>5 船舶、航空機<b>その他</b>の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</li> <li>6 これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;"><b>《 PPP/PFIの概念図 》</b></p> <p style="text-align: center;">- 1 -</p>	<p>R4.12 PFI法改正</p>



改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p><b>2 PFIの特徴</b></p> <p><b>(1) 民間の資金とノウハウの活用</b> PFIは、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の持つ資金や経営能力・技術力（ノウハウ）などを活用するため、公共側の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める必要があります。</p> <p><b>(2) VFMの達成</b> VFM（Value For Money）とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことです。 同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に「VFMがある」といい、残りの一方を他に「VFMがない」といいます。 PFI事業では、VFMが達成されていることが必要となります。 VFMが達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公共が直接事業を行った場合と民間事業者が行った場合を比較して、公共が負担するコストが低下することやサービスの向上が図られることなどを検証する必要があります。 PFIは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公共が負担するコストの軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（ライフサイクルコスト）で判断します。</p> <p style="text-align: center;"><b>《 VFMの概念図 》</b></p> <p style="text-align: center;">PSC（公共自ら実施） <b>従来型公共事業</b></p> <p style="text-align: center;">PFI-LCC（PFI事業として実施） <b>PFI手法</b></p> <p>※ LCC（Life Cycle Cost） 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用</p> <p>※ PSC（Public Sector Comparator） 公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p>※ PFI LCC PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">VFMの算定・評価等に関する具体的な手法等については、内閣府「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」、国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」を参照してください。</p>	<p><b>2 PFIの特徴</b></p> <p><b>(1) 民間の資金とノウハウの活用</b> PFIは、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の持つ資金や経営能力・技術力（ノウハウ）などを活用するため、公共側の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める必要があります。</p> <p><b>(2) VFMの達成</b> VFM（Value For Money）とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことです。 同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に「VFMがある」といい、残りの一方を他に「VFMがない」といいます。 PFI事業では、VFMが達成されていることが必要となります。 VFMが達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公共が直接事業を行った場合と民間事業者が行った場合を比較して、公共が負担するコストが低下することやサービスの向上が図られることなどを検証する必要があります。 PFIは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公共が負担するコストの軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（ライフサイクルコスト）で判断します。</p> <p style="text-align: center;"><b>《 VFMの概念図 》</b></p> <p style="text-align: center;">PSC（公共自ら実施） <b>従来型公共事業</b></p> <p style="text-align: center;">PFI-LCC（PFI事業として実施） <b>PFI手法</b></p> <p>※ LCC（Life Cycle Cost） 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用</p> <p>※ PSC（Public Sector Comparator） 公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p>※ PFI LCC PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">VFMの算定・評価等に関する具体的な手法等については、内閣府「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」、国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」を参照してください。</p>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考																																				
<p><b>(3) リスク分担</b></p> <p>PFI事業の契約等を締結する時点では、PFI事業の事業期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することはできず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといたします。</p> <p>PFI事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて、事業契約等で取り決めることに留意する必要があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>リスク分担に関する留意事項等については、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。</p> </div> <p><b>(4) PFI方式と従来方式との比較</b></p> <p>PFI方式は、従来方式と比較すると以下のような相違点が挙げられます。</p> <p><b>《 PFI方式と従来方式の比較 》</b></p> <table border="1" data-bbox="261 934 1172 1459"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>PFI方式</th> <th>従来方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施</td> <td>設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>長期、複数年に及ぶ</td> <td>基本的には単年度</td> </tr> <tr> <td>規定</td> <td>性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)</td> <td>仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)</td> </tr> <tr> <td>リスク分担</td> <td>契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担</td> <td>公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>民間部門(市場から資金調達)</td> <td>公共部門(一般財源、起債等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	PFI方式	従来方式	実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施	契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度	規定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)	リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議	資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)	<p><b>(3) リスク分担</b></p> <p>PFI事業の契約等を締結する時点では、PFI事業の事業期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することはできず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクといたします。</p> <p>PFI事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて、事業契約等で取り決めることに留意する必要があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>リスク分担に関する留意事項等については、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。</p> </div> <p><b>(4) PFI方式と従来方式との比較</b></p> <p>PFI方式は、従来方式と比較すると以下のような相違点が挙げられます。</p> <p><b>《 PFI方式と従来方式の比較 》</b></p> <table border="1" data-bbox="1478 934 2389 1459"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>PFI方式</th> <th>従来方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施</td> <td>設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>長期、複数年に及ぶ</td> <td>基本的には単年度</td> </tr> <tr> <td>規定</td> <td>性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)</td> <td>仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)</td> </tr> <tr> <td>リスク分担</td> <td>契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担</td> <td>公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>民間部門(市場から資金調達)</td> <td>公共部門(一般財源、起債等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	PFI方式	従来方式	実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施	契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度	規定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)	リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議	資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)	
項目	PFI方式	従来方式																																				
実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施																																				
契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度																																				
規定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)																																				
リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議																																				
資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)																																				
項目	PFI方式	従来方式																																				
実施方法	設計・建設・維持管理・運営を選定事業者が一括して実施	設計・建設・維持管理・運営について、個別に公共が実施																																				
契約期間	長期、複数年に及ぶ	基本的には単年度																																				
規定	性能発注 (公共は、事業の性能(質や水準)のみ指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施)	仕様発注 (構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注)																																				
リスク分担	契約書等に基づき、公共と選定事業者の双方でリスクを事前に分担	公共がリスク負担、又はリスクが顕在化した時点でその都度協議																																				
資金調達	民間部門(市場から資金調達)	公共部門(一般財源、起債等)																																				